

ちょっと待った!

「火災保険の申請をサポートする」と勧誘する事業者に注意!

「台風の被害状況を確認する」、「台風被害にも火災保険が使える」、「火災保険請求の申請をサポートする」などと勧誘する事業者に関する相談が県内で急増しています。

【相談事例】

ひとり暮らしの高齢者宅に、「火災保険に加入していますね。台風被害の状況確認に伺います」という電話がかかってきた。加入している損害保険会社の関係者と思い、訪問を了承した。確認後、「見積書を作成する」、「保険会社への申請を代行する」と勧誘されて契約したが、業務報酬として保険金の40%と高額な手数料がかかることが分かった。途中で解約する場合は高額な解約料が発生する。

「台風被害の確認のために訪問する」という電話がかかってきた。

台風被害はありませんでしたか?

1

しつこい勧誘を受け、契約したが...

火災保険の申請をお手伝いします!

手数料をもらうけど...

2

手数料が40%!?

途中で解約した場合は
高額な解約料の請求が!!

困ったわ...
こんなことになるなんて

3

訪問販売の場合、クーリング・オフによる契約解除が可能です。※クーリング・オフの期間は契約書面を受け取った日を含めて8日間です。

ただし、契約書面を渡されていないときや掲載内容に不備があるときは、8日間を過ぎていても可能です。



トラブルを防ぐためのポイント

- 「火災保険が使える」と勧誘された場合、実際に保険金が支払われるかどうか、どのような手続きが必要か等、**契約前に加入先の損害保険会社(共済)に相談しましょう。**
- 契約をすると高額な手数料を請求されることがあります。また、途中で解約すると高額な解約料が発生する場合があるので、**すぐに契約せずに家族や周囲の人、お近くの相談窓口**に相談しましょう。

『おかしいな』、『困ったな』と思ったら **ひとりで悩まず** まずは **相談を!**

佐賀県消費生活センター

TEL:0952(24)0999

FAX:0952(24)9567

メール: shouhisoudan@pref.saga.lg.jp

相談**無料**です!

【受付時間】9:00~17:00

土日祝日(年末年始を除く)も受付

または

消費者ホットライン

いやや
局番なし **188**

お近くの相談窓口につながります